

(令和5年9月7日改訂)

申立時予納郵便切手一覧表（陳述催告申立てをしない場合）R5.9.29～受理分

債務者	第三債務者	500円	100円	94円	50円	2円	合計	執行費用額 の上限
1名	1名	4枚	4枚	1枚	1枚	2枚	2,548円	2,548円
1名	2名	6枚	6枚	1枚	2枚	2枚	3,798円	3,798円
1名	3名	8枚	8枚	1枚	3枚	2枚	5,048円	5,048円
1名	4名	10枚	10枚	1枚	4枚	2枚	6,298円	6,298円
1名	5名	12枚	12枚	1枚	5枚	2枚	7,548円	7,548円
1名	6名	14枚	14枚	1枚	6枚	2枚	8,798円	8,798円
1名	7名	16枚	16枚	1枚	7枚	2枚	10,048円	10,048円
1名	8名	18枚	18枚	1枚	8枚	2枚	11,298円	11,298円
1名	9名	20枚	20枚	1枚	9枚	2枚	12,548円	12,548円
1名	10名	22枚	22枚	1枚	10枚	2枚	13,798円	13,798円
2名	1名	6枚	6枚	1枚	1枚	4枚	3,752円	3,752円
2名	2名	8枚	8枚	1枚	2枚	4枚	5,002円	5,002円
2名	3名	10枚	10枚	1枚	3枚	4枚	6,252円	6,252円
2名	4名	12枚	12枚	1枚	4枚	4枚	7,502円	7,502円
2名	5名	14枚	14枚	1枚	5枚	4枚	8,752円	8,752円
2名	6名	16枚	16枚	1枚	6枚	4枚	10,002円	10,002円
2名	7名	18枚	18枚	1枚	7枚	4枚	11,252円	11,252円
2名	8名	20枚	20枚	1枚	8枚	4枚	12,502円	12,502円
2名	9名	22枚	22枚	1枚	9枚	4枚	13,752円	13,752円
2名	10名	24枚	24枚	1枚	10枚	4枚	15,002円	15,002円

※「執行費用額の上限」とは、申立書の請求債権目録に執行費用(差押命令送達料及び通知費用)として計上することができる額の上限をいいます。

※第三債務者が増加し、差押命令正本の送達料が増加する場合には、「債権者及び債務者の人数×46円分の切手」と「第三債務者の人数×70円分の切手」を追加で予納していただく必要があります。